



令和 年 月 日

長野市農業委員会 宛て

住所：_____

氏名（ふりがな）：_____

生年月日：_____ 生 性別：_____

私は、長野市農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）の募集に当たり、
下記事項について誓約・同意します。

記

- 1 欠格事項には該当しません（法第 18 条第 4 項）
- 2 暴力団員ではありません（長野市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 2 号）
- 3 農地法等農業に関する法令違反はありません

私の農業経営状況の確認に同意します

1 欠格事項に該当しないことについて

- (1) 農業委員会は必要に応じて、本誓約書兼同意書に記載した情報をもとに応募者または被推薦者が、法第8条第4項に該当する者であるか否かを関係機関に照会することがあります。
- (2) 農業委員会は上記照会の結果、応募者又は被推薦者が法第8条第4項に該当する者であることが判明した場合、その理由の如何を問わず推進委員への応募、推薦は全て無効とします。
- (3) 推進委員として委嘱された後に、上記事項が発覚した場合は法第22条の規定により失職となります。

農業委員会等に関する法律第22条

推進委員は、第八条第四項各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。

法第18条第4項

第八条第四項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。

法第8条第4項

一 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 自身が長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第2条第1項第2号に規程する暴力団員に該当しないことについて

- (1) 長野市農業委員会は、必要に応じて、本誓約書兼同意書に記載した情報を長野県警本部その他の関係機関に提供し、農地利用最適化推進委員の募集への応募者が暴力団員であるか否かを照会します。
- (2) 長野市農業委員会は、暴力団員を推進委員として委嘱しません。
- (3) 長野市農業委員会は、推進委員として委嘱された者が暴力団員であることが判明した場合、当該推進委員を罷免します。

長野市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第2条第6号

暴力団員 暴力団の構成員をいう

3 農地法等農業に関する法令違反及び農業経営状況の確認

- (1) 推進委員の選考過程において、長野市農業委員会が本人又は関係者に対して、本人が過去及び現在に農地法(昭和27年法律第229号)等、農業に関する法令違反を行っていないことを確認することがあります。
- (2) 推進委員の選考過程において、農業委員会が本人又は関係者に対して、農業経営状況、農家台帳及び、農業委員会が実施している利用状況調査の結果を確認することがあります。

※ この同意書兼誓約書の提出がない場合、あるいは不備がある場合は農地利用最適化推進委員への応募・推薦が無効となることがあります。